

# インフラファンド市場の開設に伴う有価証券上場規程等の一部改正について

2015年4月28日  
株式会社東京証券取引所

## I. 趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2015年4月30日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、インフラファンド市場（以下「同市場」といいます。）の開設に伴い、同市場に係る上場制度等の整備を行うものです。

## II. 改正概要

### 1. 同市場の上場商品について

- ・内国インフラファンド、外国インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券が上場することとします。

#### (1) 内国インフラファンド

- ・金融商品取引法（以下「法」といいます。）第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするもの。

#### (2) 外国インフラファンド

- ・法第2条第1項第10号に掲げる外国投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる外国投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするもの。

#### (3) 外国インフラファンド信託受益証券

- ・金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が外国インフラファンドであるもの。

### 2. インフラ資産等、インフラ関連有価証券について

#### (1) インフラ資産等

- ・インフラ資産及びインフラ有価証券を「インフラ資産等」とします。

##### a. インフラ資産

- ・再生可能エネルギー発電設備等の資産をインフラ資産とします。

##### b. インフラ有価証券

- ・株券（当該株券を発行する企業の資産が、インフラ資産及び当取引所が指定する資産に限定される

（備考）

- ・有価証券上場規程（以下「規程」といいます。）第1201条第9号の5

- ・規程第1201条第2号の3

- ・規程第1201条第2号の4

- ・規程第1201条第1号の3

- ・規程第1201条第1号の2

- ・規程第1201条第1号の6

場合に限る。) 等の資産をインフラ有価証券とします。

## (2) インフラ関連有価証券

- ・株券 (当該株券を発行する企業の資産の2分の1を超える額がインフラ資産等である場合に限る。) 等の資産をインフラ関連有価証券とします。

## 3. オペレーター

- ・インフラ投資資産の運営に関する事項を主導的に決定する者を「オペレーター」とします。

- ・規程第1201条第1号

- ・規程第1201条第2号の2

※「インフラ投資資産」は規程第1201条第1号の4に規定。

## 4. 新規上場

### (1) 新規上場申請

- ・インフラファンド (内国インフラファンド、外国インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券をいいます。) の区分に従い、次のaからdまでに掲げる者が新規上場の申請を行うこととします。

#### a. 投資証券に該当する内国インフラファンド

- ・当該インフラファンドの発行者である投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた管理会社

※aからdまでに掲げる者を「発行者等」といいます。

- ・規程第1501条第1項第1号

※「管理会社」は規程第1201条第3号の2に規定。

- ・規程第1501条第1項第2号

- ・規程第1501条第1項第3号

- ・規程第1501条第1項第4号

#### b. 受益証券に該当する内国インフラファンド

- ・当該インフラファンドに係る投資信託の委託者である管理会社及びその受託者である信託受託者

#### c. 外国投資証券に該当する外国インフラファンド及び当該外国インフラファンドを受託有価証券とする外国インフラファンド信託受益証券

- ・当該インフラファンドの発行者である外国投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた管理会社

#### d. 外国投資信託の受益証券に該当する外国インフラファンド及び当該外国インフラファンドを受託有価証券とする外国インフラファンド信託受益証券

- ・当該インフラファンド (外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。) に係る外国投資信

託の委託者である管理会社及びその受託者である  
信託受託者

(2) 上場審査の形式要件

- ・「運用資産等の総額に占めるインフラ資産等の額の比率が70%以上となる見込みのあること」、「運用資産等の総額に占めるインフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の合計額の比率が、上場の時までに95%以上となる見込みのあること」などを上場審査の形式要件として規定します。

・規程第1505条

(3) 上場審査（実質審査基準）

- ・インフラファンドが次のaからdまでに適合するかどうかについて上場審査を行うこととします。
  - a. インフラファンドの新規上場を申請した者が、当該インフラファンドに関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。
  - b. インフラファンドの新規上場を申請した者が、資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること。
  - c. 新規上場申請銘柄に係る金銭の分配又は収益の分配が上場後継続して行われる見込みのあること。
  - d. その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

・規程第1506条  
第1項第1号

・規程第1506条  
第1項第2号

・規程第1506条  
第1項第3号

・規程第1506条  
第1項第4号

5. 情報の開示等

(1) 情報の開示

- ・上場インフラファンドの発行者等は、当該上場インフラファンド（上場外国インフラファンド信託受益証券である場合には、受託有価証券である外国インフラファンドをいう。）、上場インフラファンドの発行者等、オペレーター及び上場インフラファンドの運用資産等に関する情報の適時開示を行うこととします。

・規程第1513条  
※当取引所に上場するインフラファン  
ドを「上場インフ  
ラファンド」とい  
います。

(2) 書類の提出

- ・上場インフラファンドの発行者は、所定の書類を当取引所に対して提出することとします。

・規程第1514条

6. 上場廃止等

(1) 上場廃止基準

- ・「毎営業期間又は毎計算期間の末日において、オペレーターの選定基準に抵触するオペレーターが存在する場合で、当該オペレーターが1年以内にオペレーターの選定基準に抵触しないこととならない場合」

・規程第1520条

等を上場廃止基準として規定します。

(2) 監理銘柄、整理銘柄の指定

- ・上場インフラファンドが上場廃止のおそれがある場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場インフラファンドを監理銘柄に指定することができるものとします。
- ・上場インフラファンドの上場廃止が決定された場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場インフラファンドを整理銘柄に指定することができるものとします。

・規程第1524条

・規程第1525条

7. 再生可能エネルギー発電設備を投資対象とする内国インフラファンドについて（特例インフラファンド）

- ・再生可能エネルギー発電設備を投資対象とし、租税特別措置法施行令第39条の32の3の規定の適用を受けることを目標として運用する投資法人のうち、所定の要件を充足する上場内国インフラファンドについては、上場廃止基準の一部を適用しないこととします。

・規程第1521条

8. その他

(1) 上場インフラファンドに関する行動規範

- ・上場インフラファンドの発行者等は、当取引所が必要と認める法令が規定する運用資産等に係る情報を、法定開示書類、適時開示書類又は当取引所に提出する書類（当取引所が公衆の縦覧に供するものに限る。）に記載するよう努めるものとする旨を規定します。

・規程第1518条  
第3項

(2) 上場等に関する料金

- ・上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金を規定します。

・規程第1526条

(3) その他

- ・その他所要の改正を行います。

III. 施行日

2015年4月30日から施行します。

以上